

新会館建設のための協力金の税法上の取り扱いについて

[協力金の総額が20万円未満の場合]

法人企業	個人企業
その支出した日に属する事業年度の損金の額に算入されます。 (法人税法施行令第134条)	その支出した年分の必要経費に算入されます。 (所得税法施行令第139条の2)
<p><仕訳例> 協力金10万円を支出した場合</p> <p>雑費(会館建設協力金) 100,000 / 現金(預金) 100,000</p>	

[協力金の総額が20万円以上の場合]

法人企業	個人企業
その支出した日に属する事業年度の繰延資産に計上します。 (法人税法施行令第14条第1項第6号イ)	その支出した年分の繰延資産に計上されます。 (所得税法施行令第7条第1項第4号イ) (所得税基本通達50-4)
<p><減価償却期間及び方法></p> <p>○償却期間 10年</p> <p>○償却方法 均等償却</p>	